

気象庁 臨時的任用職員募集

【勤務先】 気象庁総務部総務課広報室（2階）

【勤務地】 東京都港区虎ノ門3-6-9

※テレワークを一部併用する可能性あり。

【募集人員】 1名

- 【応募資格】
1. 高校卒業以上の方で障害者手帳をお持ちの方。
 2. 業務上必要なソフトウェア（Windows11、Word、Excel、Power Point、Microsoft Teams、Outlook等）の操作に習熟していること。
 3. 次の①と②のいずれにも該当する者。なお、証明書等を提出できない場合や虚偽の記載がなされている証明書等があった場合は、採用を取り消すことがあります。
 - ① 次に掲げる手帳等のいずれかの交付を受けている者であること。なお、これらの手帳等は受験申込日、受験日当日及び採用日当日において有効であることが必要です。
 - (ア) 身体障害者手帳
 - (イ) 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書
 - (ウ) 産業医又は人事院規則10-4第9条等に規定する健康管理医による前号に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）
 - (エ) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
 - (オ) 精神障害者保健福祉手帳
 - ② 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 日本の国籍を有しない者

(イ) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(ウ) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

- 【業務内容】
1. 電話・来訪者対応
 2. 記者会見及び報道発表対応補助
 3. 新聞記事の収集、放送録画確認
 4. 報道機関との会議等の運営補助
 5. その他、指示する業務補助

【給 与】 月額 194,520 円～
(学歴、勤務経験等を考慮して決定)
別途通勤手当等支給

【任用期間】 令和 7 年 4 月 17 日から令和 7 年 7 月 18 日まで

【勤務時間】 いずれかの時間帯

1. 8 時 30 分～17 時 15 分 (内休憩時間 60 分)
2. 9 時 05 分～17 時 50 分 (内休憩時間 60 分)
3. 9 時 30 分～18 時 15 分 (内休憩時間 60 分)

【休 日】 土日、祝日、(年末年始の行政機関の休日を含む)

【必要書類】 履歴書(写真付) 1 通
職務経歴書
※業務遂行上の配慮等の確認のため、障害の状況や配慮事項等を可能な範囲で応募書類にご記入ください。
※必要書類は後日返却致します。

※採用が決まった後、高校及び大学等の卒業証明書、職歴証明書を2週間以内に提出をお願いいたします。

【選考方法】 書類選考のうえ、面接及び実技試験（または作文試験）を実施します。

【応募方法】 必要書類を令和7年4月1日（火）必着にて応募先まで送付してください。

応募締切後、書類選考合格者には、令和7年4月4日（金）までに面接日時を連絡します。

【応募先】 〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課秘書係

担当：永田（ながた）

TEL (03) 6758-3900 内線2106